

京 都 大 学 客 員 教 授 及 び 客 員 助 教 授 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）の客員教授及び客員助教授に関し必要な事項を定めるものとする。 (称号の付与) 第2条 総長は、非常勤の講師（本学において、他に常勤の職を占める者を除く。）、京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程（平成16年達示第100号）第9条第3項に規定する寄附講座教員等、産学連携等研究費、科学技術振興調整費等外部から受け入れる資金による非常勤の研究員又は国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第14条の規定による外国人研究員として、本学において専攻分野について教育若しくは研究に従事する者又は従事することが予定されている者のうち、次の各号に該当するものに対して、客員教授又は客員助教授の称号を付与することができる。 (1) 本学において教育又は研究に従事する期間が、引き続き3月以上の者であること。 (2) 本学の教授又は助教授と同等以上の資格があると認められる者であること。 2 前項の規定は、国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは特定独立行政法人等の役員若しくは職員が、本学において専攻分野について教育若しくは研究に従事する場合又は従事することが予定されている場合に準用する。 (付与の期間) 第3条 客員教授及び客員助教授の称号は、あらかじめ期間を定めて付与するものとする。	京都大学客員教授及び客員准教授等に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）の客員教授及び客員准教授等に関し必要な事項を定めるものとする。 (称号の付与) 第2条 総長は、次の各号の一に該当する者のうち、本学において引き続き3月以上専攻分野について教育又は研究に従事し、本学の教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる者に対して、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。 (1) 本学の客員講座又は客員研究部門を担当する非常勤の講師（本学において、他に常勤の職を占める者を除く。） (2) 京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程（平成16年達示第100号）第9条第3項に規定する寄附講座教員等 (3) 産学連携等研究費、科学技術振興調整費等外部から受け入れる資金による非常勤の研究員 (4) 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第14条の規定による外国人研究員 (5) 本学の客員講座又は客員研究部門を担当する国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは特定独立行政法人等の役員若しくは職員 2 前項の規定は、講座、研究部門等に教授又は准教授を欠く場合において、国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは特定独立行政法人等の役員若しくは職員が当該講座、研究部門等の教育又は研究に従事する場合に準用する。 (付与の期間) 第3条 客員教授及び客員准教授の称号は、あらかじめ期間を定めて付与するものとする。

改 正 前	改 正 後
(選考) 第4条 客員教授及び<u>客員助教授</u>の選考は、当該部局の教授会又はこれに代わる会議の議に基づき、総長が行う。 (通知) 第5条 客員教授及び<u>客員助教授</u>については、文書（外国人研究員である者については、勤務の契約書）にその旨を明記して、本人に通知するものとする。	(選考) 第4条 客員教授及び<u>客員准教授</u>の選考は、当該部局の教授会又はこれに代わる会議の議に基づき、総長が行う。 (通知) 第5条 客員教授及び<u>客員准教授</u>については、文書（外国人研究員である者については、勤務の契約書）にその旨を明記して、本人に通知するものとする。 <u>(客員研究員)</u> 第6条 第2条に定めるもののほか、総長は、<u>本学以外に所属する者のうち、本学の客員講座又は客員研究部門において引き続き3月以上専攻分野について教育又は研究に従事し、本学の講師又は助教に相当する資格があると認められる者に対して、客員研究員の称号を付与することができる。</u> <u>2 前3条の規定は、客員研究員の場合に準用する。この場合において、前3条の規定中「客員教授及び客員准教授」とあるのは「客員研究員」と読み替える。</u> 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。